

誘拐事件等の犯罪被害の可能性のある行方不明事案に対する適切な対応について（通達）

令 7. 2. 21 丁捜一発第23号、丁人少発第127号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長から各管区警察局長、警視庁生活安全部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

誘拐事件等の犯罪被害の可能性のある行方不明事案の認知時の対応及び留意事項について示したものである。